

我が国の政府調達市場への参入のためのアドバイス

このQ & Aで取り上げている政府調達契約とは、基本的にW T O政府調達協定等の国際約束（後述）及び自主的措置（後述）の対象となる調達契約を指しています。

（１）入札に関する情報は官報（１９９４年６月より別冊の「号外政府調達公告版」として発行。地方政府の機関においては、県報等）で公告されますので、これら官報、県報等をよく確認するという日常の商業活動が重要です。更に、日本国内に事務所を設けるか、又は代理店を設けることにより、各調達機関に対して日常的な商業活動を行っていくことが、我が国の政府調達市場へ参入するために効果的と考えられます。なお、官報の入手方法は、参考資料１のとおりです。

（２）各調達機関の政府調達相談窓口

以下のウェブサイトでは、当該調達機関における政府調達に関する情報の提供や相談を受け付けています。

(<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/chotatsu/pdf/20260401madoguchi.pdf>)

（３）我が国の政府調達は、資格を有する者による競争契約を原則としています。したがって、政府調達に係わる競争入札に参加しようとする方は、まず資格審査を受けることが必要です。入札参加の機会を増大するために、特定の入札への招請の有無にかかわらず、発注機関に資格審査の申請をあらかじめ行っておくことが勧められます。

(4) 我が国の法令では、特定の物品又はサービスを販売又は製造する者については、認可等を必要とするものがあります。例えば、医療機器を販売する者は、医薬品医療機器等法に基づく許可や届出を行う必要があります。

また、公共工事の入札に参加する場合には、調達機関の資格審査に先んじて、予め経営事項審査（経審）を受けておくことが必要です。このほか、我が国においては、標準化等の目的で日本産業規格（JIS）等の国家規格が定められています。したがって、販売又は製造する物品又はサービスはこの規格に適合することを求められる場合がありますので、これらの規格についてあらかじめ熟知しておくことも重要です。

Q 1. 政府調達の手続はどのような規定に基づいて行われているのですか？

我が国政府の調達手続に関しては、国内法令として、会計法（昭和22年法律第35号）、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）、地方自治法（昭和22年法律第67号）等数多くの法令が制定されています。

また、調達手続に関する国際的なルールとしては、世界貿易機関（WTO：World Trade Organization）の枠組みの下で運用される「政府調達に関する協定（GAP：Agreement on Government Procurement）」が定められていますが、平成24年3月に、同協定の適用範囲を拡大等するために、「政府調達に関する協定を改正する議定書」（以下、「改正議定書」という）が採択され、我が国は、平成26年3月に改正議定書を受諾し、同年4月に改正議定書の効力が生じました（注1）。

さらに、我が国では、外国企業の日本市場へのアクセス改善努力の一環として、政府調達協定上の手続を上回る内外無差別・公正・透明な手続を自主的措置として定めており、我が国の政府調達は、これらの国内法令、政府調達協定及び自主的措置に基づき、透明性、公正性及び競争性の高い手続が確保されています（注2）。

なお、これらのほか、我が国が締結している経済連携協定等にも、政府調達に関する規定が定められているものがあります（注3）。

注1

令和8年6月現在の政府調達協定締約国・地域は以下のとおりです。

アルメニア、豪州、カナダ、欧州連合（EU）、香港、アイスランド、イスラエル、日本、韓国、リヒテンシュタイン、モルドバ、モンテネグロ、オランダ領アルバ、ニュージーランド、北マケドニア、ノルウェー、シンガポール、スイス、台湾、ウクライナ、英国、米国（22か国・地域）

注2

政府調達協定上の調達手続については、「国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」（昭和55年政令第300号）、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」（平成7年政令第372号）、関係省庁の省令等により、国内法令上の確保をしています。

注3

令和8年6月現在、我が国が締結している経済連携協定等のうち、政府調達に関する規定のある協定は以下のとおりです。条文は以下のウェブサイトで参照できます（<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/>）。

（1）独立した政府調達章のある協定

日・シンガポールEPA、日・メキシコEPA、日・チリEPA、
日・タイEPA、日・インドネシアEPA、日・フィリピンEPA、
日・スイスEPA、日・インドEPA、日・ペルーEPA、
日・オーストラリアEPA、日・モンゴルEPA、日EU・EPA、
日・英EPA、日・バングラデシュEPA

環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（CPTPP）

（2）独立した政府調達章はないが、政府調達に関する規定のある協定

日・ブルネイEPA、日・ベトナムEPA

Q 2. W T O 政府調達協定等の国際約束の対象となる 調達契約の範囲はどのようなものですか？

W T O 政府調達協定の対象となる調達契約は、同協定の我が国の附属書 I において定められた基準額（注 1）以上の物品（注 2）又はサービス（注 3）の購入又は借り入れによる調達契約です。なお、日 E U ・ E P A、日英 E P A については対象となる機関、サービスの範囲等に追加的な約束をしています（注 4）。

なお、外国企業の日本市場へのアクセス改善努力の一環として定めた自主的措置においては、改正協定の附属書 I 日本国の付表 3 に掲げられる「その他の機関」が調達する、政府調達協定の対象となる物品又はサービス（建設サービス及び建設サービスに関連する技術的サービスを除く。）の基準額を引き下げ、同協定に準じて対処することとしています。

また、政府調達協定及び自主的措置の適用を受ける機関（自主的措置は地方政府には適用されない）、左以外の機関で自主的措置のうちコンピューター製品及びサービスの調達の措置のみの適用を受ける機関は、以下のウェブサイトに掲載されています。

(<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/chotatsu/pdf/20260401madoguchi.pdf>)

政府調達協定の適用を受ける「地方政府の機関」は、同協定の我が国付表 2 (https://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/it/page23_000835.html) に掲載されています。

注 1

政府調達協定及び我が国の自主的措置の定める「基準額」並びにそれらの「邦貨換算額」は以下のウェブサイト掲載のとおりです（適用期間：令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで）。

(https://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/shocho/chotatsu/ki_jyungaku2026.html)

なお、邦貨換算額は、2 年に一度政府が発行する官報で告示します。

注 2

「物品」の適用範囲は、我が国の関係法令により、現金及び有価証券を除く動産並びに著作権法に規定するプログラムと定められています。

注 3

「サービス」の適用範囲は、改正協定の附属書 I 日本国の付表 5 に特定されています。加えて、電気通信、医療技術及びコンピューター分野については、それぞれの調達についての自主的措置において、適用範囲を定めています（参考資料 2）。

注 4

追加的な約束の詳細については

日 E U ・ E P A (https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/page6_000042.html) 及

び日英 ・ E P A (https://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/ie/page22_003344.html) に
てご確認下さい。

Q 3. 調達契約の相手方の選定方式にはどのようなものがありますか？

政府調達協定の対象となる調達契約の相手方の選定方式には、一般競争入札（公開入札）、指名競争入札（選択入札）、随意契約（限定入札）があります。この3つの調達方式につき概説すれば次のとおりです。

<一般競争入札（公開入札）>

一般競争入札は、原則的な入札方式であり官報（地方政府の機関においては、県報等）に入札公告を行い、通常、競争に参加するために必要な資格を有する者の入札参加を求めて、価格による競争（注）を行い調達機関にとって最も有利な相手方と契約を結ぶ方式です。

<指名競争入札（選択入札）>

指名競争入札は、契約の性質又は目的により競争に加わるべき者が少数で一般競争入札に付する必要がない場合、一般競争入札に付することが不利と認められる場合等において、競争に参加するために必要な資格を有する者のうちから調達機関が当該契約の履行について能力を有すると認める者を指名し、これら指名を受けた者によって価格による競争（注）を行い調達機関にとって最も有利な相手方と契約を結ぶ方式です。

なお、指名競争入札においても、一般競争入札と同様、官報、県報等に入札の公示を行っており、調達機関から指名を受けていない者についても入札の参加を希望する場合には、資格の審査にかかる手続を完了することを条件として入札に参加することができます。

<随意契約（限定入札）>

随意契約は、競争入札（一般競争入札と指名競争入札を総称したものです。）によることなく調達機関が特定の者と契約を結ぶ方式です。

随意契約は、一般競争を原則とする契約方式についての例外的方式であり、政府調達協定においては、競争に付しても入札に応ずる者がいない場合、特許権等によって競争を許さない場合等に限り行うことができるとされています。

注

最低価格落札方式では十分に対応できない調達案件については、透明性、公正性及び予算の効率的使用に十分留意して総合評価落札方式をとることがあります。

Q 4. 競争入札への参加条件はどのようなものですか？

一般競争入札及び指名競争入札に参加するためには、原則として、調達機関が行う資格審査を受け、当該機関が作成する常設の競争参加資格者名簿に掲載されていなければなりません。

我が国の競争入札においては、手続の透明性、公正性、経済性の確保を図る観点から、価格による競争を原則としています。このことから、競争参加者の履行能力等をあらかじめ考慮することなく競争参加者を求めた場合には、契約の適正な履行を確保できないおそれがあります。このため、競争の公正性を失わない限度において各調達機関で競争参加者の資格を定め、競争参加を希望する者の経営規模・営業実績等を審査しその契約履行能力を把握の上、一定の水準以上の履行能力を有する者に競争参加資格を与え競争させることにより、契約手続の透明性等を確保するとともに確実な契約履行能力を有する者を選択しています。

。

Q5. 資格審査を受ける手続はどのようなものですか？

＜資格審査申請のための書類＞

資格審査の申請は、営業能力を有している者であれば、外国人、日本人を問わず誰でも申請することができます。日本法人である外国企業の子会社が親会社である外国企業から資格審査申請について委任された場合、これを証明する書類を提示することにより当該親会社に代わって申請することも可能です。

中央政府の機関の場合、各機関は、資格審査を行う場合には、一般に12月から2月にかけて、競争に参加する者に必要な資格、調達する産品又はサービスの種類、資格申請のための提出書類、申請書類の受付機関、審査結果の通知方法、資格の有効期間等について官報により公示します。競争参加資格を得ようとする者は、公示の内容にしたがって必要な書類を受付機関に提出し審査を受けなければなりません。なお、申請書類の提出は、公示で定められた一定の期間に提出されることが望ましいですが、この期間以外においても申請書類を提出し、審査を受けることができます。（地方政府の機関等の場合も上記に準じた手続が定められています。）

資格申請に必要な書類は、具体的には資格審査に関する官報（地方政府の機関においては、県報等）による公示で明らかにされますが、各機関では、概ね以下の書類の提出を求めています。提出書類には様式が定められたものもありますので、その入手先等については官報等に記載された照会先で確認してください。

- ・ 一般・指名競争参加資格審査申請書
- ・ 登記事項証明書、身元証明書又はこれらに類する書類
- ・ 営業経歴書
- ・ 財務諸表類
- ・ 納税証明書又はこれに類する書類

<資格審査の項目及び基準>

中央政府の機関の場合、資格審査においては、各省庁が調達規模に見合った供給者の履行能力を客観的に判断するために、申請者の履行能力を数値化します。即ち、年間平均販売高、自己資本額、職員数、設備の額、流動比率、営業年数等の審査項目について各省庁で定める数値化された審査基準をあてはめ総合数値を算定します。この総合数値が高い供給者ほど、大規模な調達に応じ得る履行能力があると判断されます。各省庁においては総合数値を履行能力別にいくつかのグループ（A、B、C等）に分けているのが通例です。また、地方政府の機関等の場合も上記に準じた基準を設けています。

なお、審査基準、審査基準の数値に応じた履行能力別のグループ表、予定価格に応じた履行能力別のグループの特定表は、官報、県報等で公示されています。

<資格の有効な範囲及び期間>

資格審査のための申請は、「競争参加者の統一資格」を除き各調達機関で受付・処理されています。この審査の結果付与される資格は、受け付けた各調達機関に限って有効ですが、当該資格を付与された者が、同一省庁（団体）に属する他の調達機関に対し資格の付与を希望する場合には、当該有効な資格を証明する書類を提出することによって、その調達機関でも当該資格が有効となります。

資格の有効期間は、一般的に、2年又は3年とされています。具体的には、概ね12月から2月に出される資格審査に関する官報、県報等の公示において明らかにされています。なお、資格審査の申請が官報、県報等での公示による受付期間以外の期間に行われた場合の資格の有効期間は、有資格者とされた日から資格の有効期間である2年又は3年の残余の期間となります。

<競争参加者の統一資格>

競争に参加しようとする者の負担軽減及び行政事務の簡素化・効率化を図るため、中央政府の機関における物品の製造・販売等に係る競争契約の参加資格については、平成13年4月以降、中央政府の全調達機関に共通して有効な資格となりました（注）。この参加資格の申請については、持参、郵送又はインターネットのいずれかの方法により、申請受付場所のいずれか1か所に申請書を提出することにより統一資格を得ることが可能となりましたので、具体的な提出書類等について官報の公示（<https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/geps-chotatujoho/resources/app/html/KOUJI.html>）又は各省庁のウェブサイトにて確認して下さい。

（注）

資格が有効となる各省各庁は、衆議院、参議院、国立国会図書館、最高裁判所、会計検査院、内閣官房、内閣法制局、人事院、内閣府本府、宮内庁、公正取引委員会、警察庁、個人情報保護委員会、カジノ管理委員会、金融庁、消費者庁、こども家庭庁、デジタル庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省（外局及び附属機関その他の機関並びに地方支分部局を含む。）となります。

Q 6. 入札に関する情報はどのように入手できますか？

<入札公告>

調達機関は、入札を実施しようとする場合には、入札期日から少なくとも40日前までに官報、県報等で公告（公示）し、入札の行われることを周知しています（注1）。また、各調達機関の政府調達相談窓口（<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/chotatsu/pdf/20260401madoguchi.pdf>）においても、当該機関の入札案件に関する情報を得ることができます。

入札公告には以下の情報が記載されます。このうち、調達する物品又はサービスの名称及び数量、入札期日並びに契約担当者の氏名及びその所属する部局名はWTO公用語の一つである英語で記載されます（注2）。なお、指名競争契約の公示については、以上の事項の他、指名されるために必要な要件が加えられます。

- ・ 競争入札に付する事項
- ・ 一連の調達契約にあたっては、当該一連の調達契約のうちの一の契約による調達後において調達が予定される物品又はサービスの名称、数量及びその入札の公告の予定時期並びに当該一連の調達契約のうちの最初の調達契約に係る入札の公告の日付
- ・ 競争に参加する者に必要な資格に関する事項
- ・ 入札書の提出場所及び受領期限
- ・ 契約条項を示す場所
- ・ 入札説明書を交付する場所及び方法
- ・ 契約担当者の氏名及びその所属する部局の名称
- ・ 開札の場所及び日時
- ・ 契約の手続において使用する言語及び通貨
- ・ 入札保証金及び契約保証金に関する事項
- ・ 入札者に求められる義務
- ・ 資格のない者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする旨の記述
- ・ 契約書の作成の要否
- ・ 落札者の決定の方法

<調達情報>

政府調達に関する情報を幅広く提供するため、官報に掲載される情報をデータベース化し、日本貿易振興機構（JETRO）（ビジネス情報サービス部ビジネス情報サービス課（Tel：03(3582)5651、Fax：03(3582)5662））の国内事務所及びビジネス・サポート・センター等において又はオンラインでの検索サービス

（http://www.jetro.go.jp/gov_procurement/）により提供しています。また、JETROのHPでは、国の機関のみならず、全都道府県及び政令都市、中核市及び特例市の主要な調達情報が英語で提供されています。

中央政府の機関においては、官報で提供している入札公告等の調達情報を各省庁のウェブサイト上で提供しています。なお、各省庁等のURLは、参考資料3のとおりです。

注1

外国企業の日本市場へのアクセス改善努力の一環として定めた自主的措置においては、政府調達協定に準じて対処することとされた調達案件について、応札期間を特別の事情（改正協定の規定に基づき入札公告（公示）期間を短縮する場合を含む。）がない限り50日に延長しています。

また、随意契約により調達しようとするときは、極めて緊急を要する場合等を除いて契約の予定日の少なくとも20日前に官報に随意契約による旨を公示することとしています。（なお、スーパーコンピューター、電気通信、医療技術製品及びサービス並びに非研究開発衛星については、原則として40日前に官報公示することとしています。）

注2

自主的措置における入札公告（公示）においては、競争参加資格、納入場所、納入期限についても日本語のほか英語により記載することとしています。

<入札説明書及び入札説明会>

競争入札に参加しようとする者は、調達機関から入札に関する詳細な情報を記載した入札説明書の交付を受けることができます。入札説明書には、通常、以下のような情報が掲載されます。なお、入札説明書の入手には実費を必要とする場合もあります。

また、必要に応じて、入札説明会が開催されることがあります。入札説明書の入手方法並びに入札説明会の日時及び場所は、官報、県報等に公告されます。

- ・ 調達する物品又はサービスを特定するための事項
例：調達物品又はサービスの名称及び数量、品質、仕様等
- ・ 入札者に求められる経営上の資格及び技術上の資格
例：履行能力別グループ、研究開発能力、
アフター・サービス体制、営業上の許認可等
- ・ 入札者に求められる義務
例：納入物品又はサービスに関する説明、協議等の義務、
期限等の定め、資料提供義務、
納入を予定する物品又はサービスの仕様書、
調達物品又はサービスの仕様と同等である旨を証する
規格証明書の提出義務、監督及び検査への協力義務等
- ・ 入札者に対する情報サービス
例：照会先等
- ・ 落札基準
例：価格による基準等
- ・ 基本的契約条項
例：納期、引渡方法、決済方法、履行条件等

＜年度当初の情報提供＞

外国企業の日本市場へのアクセス改善努力の一環として定めた自主的措置においては、大型の物品及びサービス調達案件の予定等について、年度の可能な限り早い時期に官報に公示するとともに、会計年度の当初又は年度の可能な限り早い時期にその詳細な内容を説明するために、関心のある内外の供給者を対象としたセミナーを開催しています。セミナーは、外務省又は必要に応じて各省庁（当該省庁の監督の下にある政府関係の法人を含む。）より開催され、開催日時は官報に公示されます。

＜資料提供招請等＞

自主的措置においては、随意契約の予定の公示、年度当初の情報提供等の他にも、（１）仕様等を決定するための資料提供の招請、（２）仕様書案に関する意見の提供の招請、（３）指名競争入札が行われた場合の指名供給者の公示等一層の透明性、公平性及び競争性を確保するための調達手続を定めており、それらについては官報に公示されます。また、スーパーコンピューター、非研究開発衛星、コンピューター、電気通信、医療技術等の分野における政府調達についても、物品一般の自主的措置の他、それぞれの分野に個別の調達手続が定められています。

なお、我が国の政府調達に関する個々の落札情報、政府調達の全体傾向、調達手続規定等について取りまとめた「政府調達における我が国の施策と実績」（ただし、地方自治体及び建設分野を除く）が、毎年内閣官房ウェブサイトにて公表されています。（URLは、<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/chotatsu/index.html> です。）。

Q 7. 入札の手続はどのようなものですか？

入札は、官報、県報等の公告で示された所定の日時と場所において競争参加者が封印した入札書を提出することによって行われます。また、調達物品によっては、競争参加者が供給しようとする物品の仕様書等を作成し、入札書とともに提出することを求められることがあります。（この場合、入札の公告でその旨を明らかにしていますので官報、県報等でよく確認して下さい。）

入札書の提出は、競争参加者又は入札代理人が所定の日時まで、直接持参するか又は郵送（所定の日時までには到着している必要があります。）して下さい。入札書は、一旦提出された後においては、これを引換え、変更し又は取り消すことはできません。

なお、調達機関によっては電子入札が可能となっています。詳細については、各政府調達相談窓口

（<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/chotatsu/pdf/20260401madoguchi.pdf>）にお問い合わせ下さい。

調達機関は、競争に参加しようとする者に対し、その者が見積る契約金額の100分の5以上を入札に当たっての保証金として納付を求めることとされていますが、競争契約の大部分が資格を定めて行う競争であることから、入札保証金の納付は免除される場合が多いです。

Q 8. 開札及び落札者決定の手続はどのようなものですか？

<開札の方法>

開札は、官報、県報等に公告された所定の日時と場所において、入札者又は入札者の代理人の立会いの下で行われます。また、入札者又は入札者の代理人の立会いがない場合には、調達機関の職員のうち入札事務に関係のない職員が入札者に代わって立会うこととされています。

なお、資格のない者が行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とされ、開札の対象から除外されます。この場合においては、その旨が当該入札者に通知されます。

<落札者の決定方法>

落札者の決定は、契約担当者が取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等に基づいてあらかじめ算定した予定価格を上限として、最低の価格をもって入札した者を自動的に落札者とする、価格のみの競争を原則としています（注）。

開札の結果、予定価格を下回る入札がない場合には、繰り返し入札書の提出を求め、それでも予定価格を下回る入札がない場合には、当該競争を打ち切ります。この場合には、（1）入札条件を変更することなく前記入札参加者と個別に交渉し、予定価格以下の価格を提示した者と契約を結ぶか、又は（2）条件の見直しを行い入札公告（公示）をやり直すか、のいずれかの方法をとることになります。

以上のように、資格審査において落札者の契約履行能力をあらかじめ判断するとともに、品質その他の要素については調達機関の求める一定の品質・仕様等が確保されていれば十分とし、原則として価格のみの競争を行うことにより、落札者の決定に当たっての契約担当者の恣意的な裁量の入る余地を排除しています。

なお、各調達機関は、入札者に対し落札者の決定に関する通知を文書で行うこととしています。また、各調達機関においては、競争に参加しようとする潜在的な供給者の競争参加機会の増大を図るため、調達案件の内容、落札日、落札者、落札価格につき官報、県報等にて公示しています。また、各調達機関の政府調達相談窓口

(<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/chotatsu/pdf/20260401madoguchi.pdf>)においても、当該機関の落札情報を得ることができます。

注

最低価格落札方式では十分に対応できない調達案件については、透明性、公正性及び予算の効率的使用に十分留意して総合評価落札方式をとることがあります。

Q9. デジタルマーケットプレイス（DMP）とはどのようなものですか？

<デジタルマーケットプレイス（DMP）とは>

デジタルマーケットプレイス（DMP）は、国の行政機関と自治体（以下「行政機関」といいます。）によるクラウドソフトウェア（SaaS）調達簡易・迅速化と、多様なベンダー参入による調達先の多様化の実現を目的とした新たな調達方法であり、行政機関と事業者をつなぐプラットフォームです。



行政機関や事業者はDMPカタログサイトにアクセスし、ログインすることでDMPが提供する様々な機能を利用できます。

（DMPカタログサイト）

<https://www.dmp-official.digital.go.jp/>

<従来の調達との比較>

従来の情報システムに係る公共調達においては、事業者が、各行政機関の求める仕様に対して個別に提案したり、各行政機関が、同じようなことができるソフトウェアをその都度委託開発するなど、事業者と行政機関の双方に大きな負担がかかっていました。DMPはこうした課題の解決を目指してスタートした、迅速で公平なSaaS調達を可能とする手法です。

デジタル庁と事前に基本契約を締結した事業者がソフトウェア（SaaS）及び販売サービスの登録を行い、登録情報を集約したDMPカタログサイトから各行政機関が最適なプランを選択し、個別契約を行う調達手法です。

<DMPの効果>

事業者においては、サービスに登録することで幅広い行政機関が自社のプランを発見可能となるため、低い営業コストで行政機関にリーチしやすくなります。

また、調達プロセスの簡素化により、中小・スタートアップも含む多様なベンダーが公平に公共調達市場にアクセスすることが可能になります。

Q 1 0. DMPの対象となるソフトウェアは何ですか？

DMPは、クラウドソフトウェアであるSaaSと、その導入支援を行う販売会社の導入支援サービスに関する調達を対象としています。

調達対象	政府の調達
クラウドソフトウェア (SaaS)	DMPで対応
クラウドサポート (導入支援)	DMPで対応
クラウドホスティング (IaaS、PaaS)	ガバメントクラウド等
受託開発・運用・ユーザーリサーチ等	一般競争入札等による調達

Q 1 1. DMPカタログサイトに利用資格はありますか？

DMPカタログサイトを一般利用者（プレユーザー）としてご利用いただく際には、特段利用資格は必要ありません。

ただし、事業者アカウントを取得した上で、ソフトウェア（SaaS）・販売サービスをDMPカタログサイトへ登録する事業者は、以下の2点の条件を満たし、基本契約を締結する必要があります。

1. 全省庁統一資格の取得
2. GビズIDプライムのアカウントの取得
(GビズIDメンバーでもログイン可)

Q 1 2. 行政機関がDMPを活用し政府調達手続きを行う場合は、どのような調達方式となりますか？

調達・契約方法は行政機関が行うDMPカタログサイトでの検索結果に応じて異なります。いずれの場合も、政府電子調達システム（G E P S）などのサービスを利用します。

DMPカタログサイト上の 選定結果	調達方式（※）
1 者	特命随契
複数	指名競争入札 (最低価格落札方式)

（※） 予定価格が10万SDR以上であることを前提とする

DMPに関するお問い合わせ先

DMPの利用方法に関するお問い合わせや、ご要望等はDMPカタログサイトの以下のお問い合わせ先よりご連絡ください。

（お問い合わせ先）

<https://www.dmp-official.digital.go.jp/inquiry>

また、以下のウェブサイトからDMPを利用するための手順や利用マニュアルなどをご確認いただけますので、ご活用ください。

（事業者向けご利用ガイド）

<https://www.dmp-official.digital.go.jp/userguide/vendor/>

Q 1 3. 政府調達に関する苦情はどのようにして申し立てることができますか？

我が国では、政府調達手続を一層透明性、公正性及び競争性の高いものとするため、政府調達苦情処理制度を設けています。供給者は、政府調達協定及び政府調達苦情処理推進会議議長が別に指定した政府調達に関して適用されることとなる規程に違反して調達が行われたと判断する場合に、政府調達苦情検討委員会に対し、苦情を申し立てることができます。

なお、苦情の対象にできる政府調達の基準額は、物品・サービス一般については10万SDR（2,000万円）以上、建設サービスについては450万SDR（9億円）以上となっています。

政府調達苦情検討委員会は、政府調達協定に基づき設置された、調達の結果にいかなる利害関係も有しない公平なかつ独立した検討機関であって任期中に外部からの影響を受けない構成員から成る機関です。苦情申立ての手続は、概ね以下のとおりです。（なお、各都道府県・政令指定都市は、中央政府に準じて別途苦情処理制度を設けていますが、苦情申立ての具体的な手続については、それぞれの都道府県報、市報や政府調達相談窓口

（<https://www5.cao.go.jp/access/japan/madoguchi.html>）を通じて確認して下さい。）

<申立て資格>

苦情の原因となった事実を知ったとき等から10日以内に申し立てることができます（「政府調達に関する苦情の処理手続（<https://www5.cao.go.jp/access/japan/pdf/tetuzuki.pdf>）」（以下「処理手続」といいます。）5.（1）参照）。

また、公共事業以外の政府調達の場合には、調達機関が物品又はサービスの調達を行った際に当該物品又はサービスの提供を行った者又は行うことが可能であった者（供給者と定義されます）が申し立てることができます。公共事業の政府調達の場合には、「処理手続」2.（1）をご覧ください。

<申立て方法>

事務局窓口への来訪、郵送などの手段は問いませんが、様式に沿った形式の文書にて受け付けます。

政府調達苦情処理制度に関する照会

政府調達苦情処理制度についての更に詳しいお問い合わせは、下記までお願いします。

内閣府政府調達苦情処理対策室

所在地：〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1

電 話：03-6257-1537

FAX：03-3581-4772

ウェブサイト：http://www5.cao.go.jp/access/japan/chans_main_j.html

（ウェブサイトでは、関係規程、政府調達苦情申立書の様式なども掲載しています。）